

Title	日本資本主義と農業構造
Sub Title	Capitalism and agricultural structure in Japan
Author	常盤, 政治
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1968
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.61, No.1 (1968. 1) ,p.26(26)- 43(43)
JaLC DOI	10.14991/001.19680101-0026
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19680101-0026

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日本資本主義と農業構造

常盤政治

まえおき

- 一 日本資本主義と地主制
- 二 戦後日本資本主義の農業構造
 - 〔A〕 戦後経済の再編成と農地改革
 - 〔B〕 「高度経済成長」下の農業構造
- 三 再生産構造における農業部門の役割

むすび

まえおき

本論題のねらいは日本資本主義の再生産構造においても農業構造の意義と役割を明らかにするにある。

そのためには日本資本主義と農業との関係についての歴史的考察を必要とする。ただし「日本資本主義の再生産構造においても農業構造の意義と役割」は、日本資本主義の成立・発展の過程に照応して歴史的に規定されてきたものにほかならず、それはかかる歴史的規定性においてこそ理解されるべきものだからである。

そこで、われわれはまず日本資本主義の再生産構造において戦前のいわゆる「地主制」といわれる農業構造がどのような

意義と役割をもっていたのかについて概観し、それが戦後日本経済の再編過程の一環として行われた農地改革によっていかに崩壊しどのように継承されたかを明らかにし、さらに「高度経済成長」下にいかなる変化を示しどのような問題をなげかけているかを論じた後に、現段階、つまり農業基本法農政下の日本資本主義の再生産構造において農業部門の果している役割はいかなるものであるかに言及し、もって農業部門のもつ日本資本主義における構造論的意義を明らかにすることとしたい。

一 日本資本主義と地主制

戦前における日本資本主義の構造的基抵といわれてきた地主制も、その明治、大正、昭和にわたっての歴史的変遷についてキメ細くみると一概にはいえないかなり重要な変化を示しているが、すくなくとも農地改革にいたるまでの日本資本主義の農業構造は地主的土地所有関係にその基礎を置くものであった。

この地主的土地所有関係の確立にとつての劃期は周知のように明治六年の「地租改正」に求められる。地租改正は徳川中期以降における幕藩体制下の「純粹封建的土地所有」の解体過程において成立してきた「近世的地主小作関係」を法認するかたちで土地所有権の法的確認を行い、地主が小作人から取得する小作料は物納のまま地租を金納化したのである。地租改正におけるこれらの措置によって、土地売買の自由と米穀市場における商業・高利貸的地主の有利性が保障されて寄生地主的土地所有の本格的展開のための途が開かれた。

かくて地主的土地所有の一指標たる小作地の総耕地中に占める割合は明治一六年(一八八)の三四・二%から明治二〇年の三八・九%に増加し(二六県についてなされた別の調査によれば明治一七年の三九・八%から二〇年には四二・四%に増加)、明治二〇年の全国統計では三九・三四%を示している。そして明治四一年の農事統計では小作地率は実に四四・九%を示し、農地

改革前まではこの水準が持続されていることから、この時期には地主制がほぼ頂点に達したとみることができよう。全国の耕地所有規模別農家戸数の点からみると一〇一五〇町歩地主及び五〇町歩以上地主は大正一二年まで増加した（大正一二年、一〇一五〇町歩地主四八、七〇四戸、五〇町歩地主五、〇八二戸）が、それ以後は減少に転じているから、農地改革までを一括してしまふことは場合によっては必ずしも正しいとはいえないとしても、ともかく、地租改正後明治四〇年代までには地主制が確立したとみていい。この地主制の確立の過程は、とりもなおさず日本資本主義の再生産軌道確立の過程でもある。すなわち、松方紙幣整理の時期（一八八一—一八五五年）明治一四—一八年）に、デフレ過程を通じて農民層分解が急速にすすみ、その過程で土地集中によって地主的土地所有が一般化し、日本資本主義の再生産軌道が体制的に確立する日清・日露の時期に照応して地主的土地所有がほぼその頂点に達するのである。一八八九年（明治二年）秋から一八九〇年にかけて、日本は最初の資本主義的恐慌にみまわれているが、これは日本資本主義の再生産軌道の確立を示す指標としての恐慌というよりは、ようやく資本主義的再生産軌道の確立を指向しておこった「企業勃興」が前期的な投機性の著しい泡沫社会的性格と相まって帝国主義的先進国からの輸出攻勢（とくに綿糸）によって、いわばその出ばなをくじかれ、確固たる資本主義的再生産軌道敷設への基礎固めの契機を与えられたものといえよう。その点、イギリス国民経済の資本主義的再生産軌道確立を示すメルクマールたる一八二五年恐慌とその性格を異にする。

地租改正当初において地租は租税収入の八〇・五％（明治八一—二二年の五カ年平均）を占め、中田一反当り公租諸掛の収穫米に対する割合が三四％（地租改正検査例、徳川末期は三七％）で、徳川末期におけるとたいして変わらないことから、封建的貢租の継承といわれ、これが日本における資本の本源の蓄積の一大積杆となったことは周知の事実である（国家による官営企業の設立・その政商への払下げ等）。この本源の蓄積過程が地主的土地所有一般化の過程であったことはさきに指摘したがとくであり、松方デフレ期の激しい農民層分解期を経た明治一八年には、地租（公課諸掛）の収穫米に対する割合は一六％に減つ

たが、地主徳米が地租改正時の三四％から四二％に増加したので、種籾・肥料代を含む耕作者II小作人の取米は四二％にとどまり、ここに、徳川封建時代において一般的といわれた「五公五民」なる分配率がまさに地主・小作間において成立するに至ったのである。このような状態を基礎として自由民権運動の勢力が分裂し、地主的勢力は明治二二年の憲法発布、二三年の国会開設を通じて国家権力のなかに吸収されていったのである。このような地主的土地所有の一般化が明治二〇—三〇年代を通じていっそう進み、日本資本主義の再生産軌道確立期と時を同じくして地主制が確立したわけである。

地主制の確立が日本資本主義の再生産軌道の確立と時を同じくしているということは、地主的土地所有を基礎とする寄生地主制といわれる農業構造が日本資本主義の再生産軌道の構造的基盤として不可欠のものであったことを意味する。それはいかなる内容のものであるか。基本的に二つの点があげられよう。その一つは、半封建的な高額現物小作料の收取によって、これをなお脆弱な民間資本形成のための一源泉たらしめたことであり、その二は、多くの農民をこの高額現物小作料のもとに隷属せしめることによって劣悪な生活状態におき、農村に潜在的過剰人口を滞留せしめることによって地主・小作関係を再生産せしめながら、家計補充的な・低廉な労働力のたえざる給源たらしめたことである。とくに後者のもつ意義は日本資本主義の発達にとって決定的であった。そこに日本資本主義にとって特徴的な低賃金基盤が構造的に与えられ、この低賃金構造を基礎として日本資本主義の急速な展開がなされたのである。しかし、かかる低賃金基盤たる地主制は直接耕作者の経営的發展を阻害することによって日本資本主義の国内市場を狭隘化し、日本資本主義を帝国主義的進出の方向に急速にむかわしめる性格を与えざるをえないこととなったのである。敗戦時、連合軍が日本軍国主義の経済的基盤として地主制を指摘し、これをとり除くための「農民解放指令」をだして農地改革をせまったことはその意味において正鵠をえたものであった。

二 戦後日本資本主義の農業構造

〔A〕 戦後経済の再編と農地改革

周知のように、敗戦後占領軍の指導と要請によって、財閥解体、独占禁止、経済力集中排除に関する一連の法的措置が行われて、いわゆる「日本経済の民主化」が展開された。これは一九四六年のアメリカ調査使節団の報告で「財閥が日本経済に及ぼしていた支配力が他のいかなる資本主義国にも類例をみないほど広大」でその「財閥組織が軍事的侵略に好都合な機構的配置を提供した」と指摘したことに基づいているといわれているが、農地改革もこの経済民主化の一環として行われたものであることはいうまでもない。

「財閥解体」によって持株会社は解体し、財閥家族の財産は凍結され、有価証券と議決権は持株会社整理委員会に譲渡されたので、たしかに旧来の財閥は解体した。しかし、それはただ旧来のままの財閥が解体されたにすぎないのであって独占資本そのものが排除されたわけではなかった。過度経済力集中排除法の決定指令に基づき企業再建整備計画によって、たとえば日本製鉄が八幡製鉄と富士製鉄とに分裂したり、また旧王子製紙が王子、十条、本州に分裂するといった事態はあったが、これはむしろ独占資本間の競争を刺激する構造的契機をなし（勢力伯仲した巨大独占的企業のオリゴポリの状態）、独占資本にいつそうの発展をなさしめるための出発点を与えるものであった。

農地改革についても、これが決して地主的土地所有を崩壊せしめるものでなく、「ゴマカシの農地改革」であるという評価の与えられた時期もあったが、ともかく地主保有地は内地平均一町歩、北海道四町歩におさえられ、他はすべて耕作農民に解放されるというかたちで地主的土地所有の解放が行われ、寄生地主制は、昭和二四―二五年にはその根幹において解体さ

れるに至ったことは今日ではすでに定説となっておりである。この農地改革によって、改革前に総耕地面積の四六％にも及んでいた小作地が改革後の昭和二五年八月一日には僅か九・三％に減少し国有小作地を入れても九・九％で一〇％に足らずになった（農地等開放実績調査）。その結果、農地改革後は総耕地の九八％近くまでが三町歩以下の小規模経営農家の所有となり、経営の分散と所有の分散が照応する生産関係となった。すなわち、基本的に直接耕作者が農地を所有するかたちとなったのである。昭和二七年に制定された農地法は、かかる農地改革の成果を維持すべくこれを法的に保障しようとするものにはかならず、したがってその原理は自作農主義によって貫ぬかれている。「この法律の目的」として農地法第一条に「この法律は、農地はその耕作者みずからが所有することを最も適当であると認めて、耕作者の農地の取得を促進し、その権利を保護し、その他土地の農業上の利用関係を調整し、もって耕作者の地位の安定と農業生産力の増進とを図ることを目的とする」と謳っていること、すなわちこれである。その後、いわゆる「農業法人問題」が起り、昭和三七年法律第一二六号による改正で農業生産法人による農地等の権利の取得が認められるようになったが、その場合農業生産法人はその必要労働力中過半を法人構成員の労働力によって占めなければならぬとする厳格な条件が要請されているが故に、決して自作農主義と矛盾するものではなく、むしろ農業生産法人についても自作農主義が貫ぬかれているというべきである。

右のように、戦後経済の再編過程の一環としての農地改革によって農地の経営と所有の統一がなされ、残存小作地については小作料統制と金納化が実施され、農地法の自作農主義によって農地改革の成果が保障されるにいたったことは、改革前の高額現物小作料の寄生地主制をその根幹において解体せしめたことを意味する。そのことによって、全剰余労働収取を意味する高額現物小作料部分がその全部ではないとしても直接生産者の手中に残る関係となり、農業における「資本」蓄積がそのかぎりにおいて進行し農業生産力を展開せしめた。「千町歩地主」地帯といわれた、新潟を含む東北地方の水田単作地帯における稲作生産力の改革後における西南暖地水準への上昇はその具体的表現であり、昭和三〇年の「豊作」を契機とする

米生産力水準の「戦後段階的」発展はまさにその一般的表現にほかならない。

このことによつて農村における有効需要が増大し、財閥解体をはじめ一連の経済民主化政策と相俟つて、日本資本主義の国内市場の拡大に少なからず寄与したことは疑いのないところである。昭和三〇年代におけるいわゆる日本経済の「高度成長」が海外市場よりもむしろ国内市場の拡大により多く依存していたことを思えば、農地改革による「経営と所有の統一」なる「自作農」的農業構造の戦後日本資本主義発展に対して果たした意義と役割は大きいといわねばならない。その意味においても農地改革による地主的土地所有の排除は劃期的なものであった。しかし、農地改革は土地の所有を経営に統一せしめただけで、小経営的生産様式、すなわち日本農業にとつて伝統的ないわゆる零細農耕制そのものを揚棄するものではなかった。そこに、農地改革の行われ方、その方法と規模からくる限界だけでなく、農地改革そのものもつ限界があったのである。かくて、昭和三〇年代における日本経済の「高度成長」下において、その零細農耕制が、現象的には農工間所得格差の根源として改めて問題とされるにいたつたのである。

〔B〕 「高度経済成長」下の農業構造

朝鮮動乱の終結による不況の後に日本経済は旺盛な設備投資に支えられていわゆる「高度成長」期に入った。昭和三二―三三年の一時的な景気後退局面もみられたが、昭和三〇年以後急速なテムポで発展したことは周知のごとくである。そこで昭和三〇年代（とくにその前半）は「高度成長」期といわれるわけであるが、この「高度成長」期の劃期たる昭和三〇年には、米の生産が空前の大豊作となり、「連年豊作」の劃期となった。このように、日本経済が「高度成長」期に入ったのを同じくして農業もまた新しい展開をみせるにいたつた。かくて「高度成長」の過程を通じて農業所得も増加したがその増加率は第二次産業・第三次産業におけるそれにくらべるとはるかに低い。そのことは、たとえば昭和三〇年から三五年ま

での五年間に国民所得総額は七六%も増加したのに、同じ期間に農業所得は僅かに九%しか増加しなかったことのうち明白である。したがって、国民所得総額中に占める農業所得の比重は昭和三〇年にはなお一八%であったが年々減少して三五年には一〇%を割って僅かに九・八%にすぎなくなつていく（その後三六―三七年には九%、三八年以降最近では更に低下して八%程度に減じている）。このように国民所得中に占める農業所得の割合の低下は、むしろ一方では農業就業人口比率の低下の結果でもある。ちなみに総就業人口中農業就業人口の比率は昭和三一年にはなお三五・五%を占めていたが年々低下し三五年には二九・九%と三〇%を割っている（三六年以降も年々低下し、四〇年には二三・二%にまで低下している）。

しかし、問題はかかる農業就業人口比率の低下や農業就業人口の絶対的減少にあるのではない。農業就業人口比率の低下や農業就業人口の絶対的減少が純粹に経済的合法性において、つまり、社会的総労働の可除部分としての農業労働の社会的必要量の減少としてあらわれている以外のなものでもないのなら何ら問題ではない。けだし、農業生産力の発展が農業労働の社会的必要量を減少せしめることは理の当然だからである。

だが、「高度成長」下の農業就業人口の減少は必ずしもそのようなものといいきれないところに構造論的意味がひそんでいるのである。

農業基本法をうみだしてくる名目的契機たる農工間所得格差の拡大現象も根底的にはそこに由来する。

農業就業人口一人当りの物的生産性指数は昭和三〇―三五年に二二%増大したが、その実質国民所得は一二%しか増加していない。だが、同じ期間に製造業では就業人口一人当り物的生産性指数は八七%増加し、実質国民所得も六二%の増加を示している。したがって、昭和三〇年にすでに、農業就業者の実質国民所得は製造業従事者のその三四・五%（非農業従事者の三四%）でしかなかったが、三五年には更に減じて二三・八%（非農業従事者の二六・五%）でしかなかったのである。農工間所得格差の拡大が問題とされたゆえんである。かくて「農業及び農業従事者が産業、経済及び社会において果たすべ

き重要な使命にかんがみて、国民経済の成長発展及び社会生活の進歩向上に即応し、農業の自然的経済的社会的制約による不利を補正し、他産業との生産性の格差が是正されるように農業の生産性が向上すること、及び農業従事者が所得を増大して他産業従事者と均衡する生活を営むことを期することができることを目的」とする農業基本法が成立(昭和三六年六月)することとなるのである。この「目的」からも明らかのように、しばしば農工間の所得格差の拡大は農工間の生産性格差の拡大の結果とされてきた。

だが、農工間の所得格差の拡大を農工間の生産性格差の拡大の結果とみなすことはできない。けだし、生産性なるものは本来生産力的概念であって、物的生産性にはかならず、農業と工業といった異部門間の生産性を比較しうるものではないからである。そこで、しばしば「農工間の比較生産性」なる名称のもとに、就業人口一人当り農工間実質国民所得の比較をもって農工間の生産性の比較を行おうとしているわけであるが、かかる生産性の比較は、いわば現象形態としての付加価値生産性の比較であって、それ自体すでに農工間生産物の不等価交換関係を内包していることに注意しなければならない。したがって、かかる付加価値生産性の比較から農工間の所得格差の拡大、農業の付加価値生産性が工業または他産業に比して低いからといって農業所得の低いのが恰も本来の意味での農業の生産性の低さに基因するかのようには重大なスリカエであるといわなければならない。そこでいいうることがあるとすれば、農業所得が他産業に比較して低いのは現象形態としての付加価値生産性が低いからだ、ということだけである。しかし、「現象形態としての付加価値生産性」なるものうち不等価交換関係が内包されているとすれば、右のような命題はまさしくトートロジー以外のなものでもないことは明らかである。

また、農業所得の低いのは農業生産力が低いからであり、したがって農業生産力の増大によってのみ、農業所得を増加せしめうる、という考え方は、個別的農家の農業所得増大のメカニズムにおいて一時的経過的に現われる現象を固定化してこれを社会的普遍性にスリカエたものにはかならないことに注意しなければならない。なるほど個別農家にとっての農業所得の増加はたとえば例外的に高い生産力を生みだす農業技術の導入などによって行われ、その具体的担い手は一般に上層農家である。しかし、その技術が上層農家に一般化すれば社会的には同時に農産物の供給量を増加せしめることによって農産物価格を低落せしめる方向に作用する。かくして、農家の一部(または大部分、とくに下層、中層)の生産物は過剰化し、かかる「過剰」農産物供給農家には農産物価格の低落によって充分な農業所得は補償されなくなり、農外所得によって農家所得を補充しなければならなくなる。農業経営費及び家計費の増加は農外所得獲得への方向にいっそうの拍車をかける。これが農業からの労働力の流出、兼業化進展の内的論理であり、「高度成長」下におけるはげしい労働力流出、兼業農家の激増及び農民層の分解基軸上昇化傾向はその具体的な現象形態にはかならないのである。ちなみに専兼別農家構成についてみると昭和二五年には全農家戸数の五〇%が専業農家であったが、三〇年には三五%に減少し、兼業農家戸数が六五%に増加した。このように農家の兼業化は昭和二五―三〇年という「高度成長」期以前に既に相当進んだが、この段階では兼業農家化といっても第一種兼業農家の方が主力であった。ところが、三〇―三五年には兼業農家率は六五%から六六%に増加したにすぎないが、その内容をみると第一種兼業農家が減って第二種兼業農家が激増している(三五―四〇年には兼業農家率が実に七八・五%に急増し、第二種兼業農家(四一・八%)が第一種兼業農家(三六・八%)よりも大きくなっている)。したがって農家人口の減少率は昭和二五―三〇年には三・六%であったのにたいし、三〇―三五年には五・九%という大きな減少率を示している。(更に三五―四〇年にはいっそう激化して二二・八%というはげしい減少率を示している)。都府県について耕地規模別農家構成をみると、昭和二五―四〇年の一五年間に、五年ごとにその増減分岐点が五反から一町、一町から一町五反へと次第に上昇化してきており、そのような階層別農家戸数の増減分岐線の上昇化は北海道についてもみられ、専業農家の増減分岐線もほぼこれに照応していて、三〇―三五年には一・五町に見出されたが、三五―四〇年にはこれが消失してしまつて専業農家は各階層

すべてにおいて減少している。まさに兼業農家化のはげしさを示すものである。そして「高度成長」下における農業及び農村からの労働力流出の特徴として指摘されなければならないことは、たんに次三男や娘といった傍系労働力だけでなく、世帯主・あとつぎという嫡系労働力までが流出していることである。一九六〇年センサスがすでに、兼業農家の八割以上九割近くまでが世帯主やあとつぎが兼業に従事している農家であることを明らかにしているが、一九六五年の中間農業センサスは、新区分の一種農家中の兼業農家の八四%がやとわれ兼業農家でありその全てが世帯主またはあとつぎの兼業農家であることを示している。一種農家とは都府県で経営耕地五反以上、北海道では一町以上のもの、またはそれに相当すると考えられる農家で、いわば「農家らしい農家」といわれる農家であるが、この「農家らしい農家」の兼業農家においてしかりであるから、二種農家のやとわれ兼業農家においてはこれがすべて世帯主またはあとつぎ兼業であることは明らかである。ちなみに二種農家の六七・六%がやとわれ兼業で、一九・四%が自営兼業農家、他は定収入のない世帯と財産利用世帯である。このように、農家の大半が(三五年では全農家の約六六%、四〇年では約八〇%)兼業農家であり、しかもそのなかでも世帯主やあとつぎの行っている「やとわれ兼業」農家が圧倒的に多く、また一兼より二兼の方が多くなってきているということ、は、「高度成長」下で、「農家経済の広範な解体過程」がいかに進行したかを示すものであり、「高度成長」下の農業構造が、単に農地改革によって広範にうちだされた自作農の零細農耕といった特徴だけでなく、「農家が農家でありながら農家ではなくなつてゆくメカニズム」をもった、いわば兼業農家滞留構造(とくに都府県での一・五町未満層)たることを示しているといえよう。

三 再生産構造における農業部門の役割

以上、歴史的に概観したように、日本資本主義の再生産構造における農業部門の役割は歴史的に異った内容をもつていた。

農業部門は本源的蓄積期には貢租、産業資本主義確立期には地主制によって吸い上げられる剰余価値(高額現物小作料)生産の源泉であり、また地主制確立後日本資本主義の再生産軌道確立以後においては地主制のメカニズムを通じて資本のための低賃金基盤となつて、急速な日本資本主義発展の基盤となつてきた。

戦後は農地改革による地主制の崩壊によって重要な国内市場拡大部門としての役割を演ずるとともに、農業生産力の「戦後段階」的増進を通じて労働力流出の生産力的基盤をつくり、「高度成長」する日本資本主義に対する労働力給源たるの役割を演じ、今日なお、やとわれ兼業農家化の進展を通じて低賃金労働力給源たるの役割を演じている。

このように農業部門の日本資本主義に対して果たしてきた役割の具体的内容とそのメカニズムは歴史的変遷をたどってきてはいるが、そこにつらぬかれてき、そして今日も演じられている日本資本主義の再生産構造における農業部門の役割は、二つの点に整理される。一つは農業部門の生産物はその基本的部分において食糧生産部門であるということであり、その二は農外部門に対する低賃金労働力の給源ということ、すなわちこれである。

農業部門が食糧生産部門であるということは労働者大衆のための賃金財生産部門であるということにはかならず、いわば社会的総資本の可変資本たる労働力再生産のための素材補填部門ということである。したがってこの食糧生産部門たる農業部門の生産力は労働者大衆の再生産費を規定し、賃金の規定的要因となつていくことができる。

日本経済の「高度成長」は昭和三〇年頃まではなお相当存在したと推定される農村の潜在的過剰人口をその低賃金的給源として展開されたものにはかならないが、「高度成長」による農外エムプロイメントの増大によって賃金水準の上昇(農工間所得格差現象)がみられるや、従来もつぱら豊富な農村過剰人口にのみその低賃金労働力給源をもとめてきた日本資本主義は、農工間所得格差是正の名のもとに農業生産力を上昇せしめて賃金財の価値水準を引き下げるといふかたちでの新たな

「合理的」低賃金基盤を醸成しようとしたのである(財界が農業問題に著しい関心を示しているゆえん)。これが農業生産力の向上によって農工間所得格差の是正を標榜する農業基本法の出現にほかならない。戦中戦後の食糧難時代からとられていた農家丸抱えの農政からいわゆる「三割農政」を「合理的」に徹底化して向う一〇年間に一〇〇万戸の「自立経営」農家を育成しようとする農業構造改善政策がこれにもとづいて打ちだされたわけであるが、この一〇年計画の半ばを経過した今日、農業構造改善政策は決して成功しているとはいえない。その要因には農基法農政自体のなかにもあることはいうまでもないが、なによりもまず問題なのは、歴史的に規定された定在としての農業構造が一片の思い付き的な政策によって変えられるかのように考えられているところにある。政策は経済構造とその法則性の上のみ、それに合致し受入れられるかぎりでのみ実現されうるにすぎない。政策の有効性とその実現は構造的に制約されざるをえないのである。

「自立経営」農家成立のためには耕地規模の拡張が不可欠である。ところで、この農耕地の価格は、農基法がだされた昭和三六年には日本不動産研究所調べによれば、中田反当一九万四〇〇〇円であり四〇年では二〇万四〇〇〇円となつていて、通常二〇〜三〇万円するといわれてきたものであり、最近ではたとえば新潟などでは反当六〇万円以下の水田はなく、反当一〇〇万円といわれている。六〇万円、一〇〇万円ではいわずもがなで、反当二〇〜三〇万円ですえ農地価格としては高地価といわれてきたのである。そこでかかる高地価が農家の経営規模拡大の阻止要因とされてきた。だが、ここで分析をやめるのは皮相的である。けだし、なぜそのような高地価が形成されるのかの要因分析がないからである。反当二〇〜三〇万円というのは決して「呼び値」ではない。実際それで売買が行われているのである。とすれば、反当二〇〜三〇万円で購入する農家にとってはそれなりの採算があるはずである。その採算価格とはいかにして算定されるものであろうか。

それは追加耕地による農家所得増加額の資本還元額にはかならない。たとえば昭和四〇年の水田平均反収は二・六石であるが、反当二・六石とれる水田であれば、石当り一万五〇〇〇円とすれば反当三万九〇〇〇円の粗収入となる。所得率六〇%とすれば二万三四〇〇円の所得となる。これを七%の利率で資本還元すれば三三万四〇〇〇円の地価となる。しかし、これは家族労働力に余剰があつて一反歩の追加耕地によってその余剰労働力が対象化されるからにほかならない。家族労働力が完全燃焼されていて追加耕地を経営するために雇用労働力を入れなければならないとすれば追加耕地によつてもたらされる農業所得の増加分は雇用労賃部分によつて差引かれなければならない。それがかりに一日一、〇〇〇円としてノベ一五人であるとすれば一万五、〇〇〇円の雇用労賃であり、追加耕地一反歩の所得増加は八、四〇〇円となる。これを七%の利率で資本還元すれば一二万であり、かかる農家にとつては地価は一二万円程度でなければ採算が合わないこととなる。したがつて二〇〜三〇万円もの地価は採算に合わない高地価となるのである。かくて家族労働力が完全燃焼されている上層農家にとつては二〇〜三〇万円以上もする地価の下では耕地規模拡大の欲求は弱まらざるをえない。ここに、現段階の日本農業における耕地規模拡大の限界があり、規模拡大の家族労働力的限界が置かれている。

現在の小農技術のもとでは農業労働力一人当りの耕作能力はせいぜい一町歩であるから二世世代型家族労働力(二夫婦という意味から計四人)の専従を想定しても四町歩が最高限界、傍系家族の労働力を考慮してもせいぜい五町歩程度でしかありえない。通常三人の家族労働力と考えれば三町歩程度ということになる。一九六五年の中間センサスにあらわれた一・五町以上層の経営規模拡大といつてもこのような性格のものでしかありえない。とはいえ四二年三月の新潟県西蒲原郡巻町への踏査に際し、土地改良による団地化と三〇馬力程度の中型トラクターの導入によつて労働力一人当り耕作能力規模が倍増し、三人の専従家族労働力でも六町歩ぐらゐまでは耕作できる技術段階に達しているのを感じた。ある農家は実際は四町歩余程度の耕作規模であるが、三五年から四〇年までの五ヶ年間に一町歩以上を購入拡大している。家族労作経営で六町歩までやれる技術的基礎をもっているのだから、今後いっそう規模拡大を続けてゆくか?と尋ねたところ、それはできない、との答であつた。その理由は次のごときものであつた。すなわち、昭和三五〜四〇年に一町歩余も耕地を購入拡大できたのは地価

が反当三〇万円未満の時であったからだ。ところが現在では反当一〇〇万円もする。これではもはやとうてい購入できない、と。なぜそのような地価の上昇が起ったのか。いうまでもなく、市街地における農外用地価格の影響によってである。市街地周辺の農地が農外用地として反当六〇〇万円も売れるので、その代替地を純農村地帯に求めて（自動車・オートバイなどの機動力がこれを可能ならしめている）価格が吊上げられるのである。かくて昔からの「反当五〇俵なら買え」との言い伝えに従って農地を購入し規模を拡大してきたが、反当一〇〇万円もの地価ではもはや拡張できないということなのである。

かつての標準的家族労作経営規模を団地化とトラクターの導入によって技術的に克服する条件が芽ばえながら、農外用地の農地価格への支配的影響によって規模拡大化の芽がつかみとられているといえる。かかる意味での高地価はもはや農業構造自体のなかからは解明しえない日本資本主義全体の問題である。

ともあれ、以上のような事情で、地価問題に集中的に表現される土地問題を根底として農業生産力の十分な展開が限界づけられ、賃金財価値水準の引下げによる「合理的」低賃金基盤の醸成は農基法農政が期待するほどしかく容易でないことが実証されつつある（そこで財界の一部及びその理論的イデオログの中には安い農産物を輸入することによってその目的達成を唱える者も出て来るわけであるが、これは日本資本主義の再生産構造にとって必要な貿易構造要因に規定された一定の食糧自給率確保の要請からも限界づけられざるをえない）。

かくて、「合理的」低賃金基盤を強力におしすすめることもできず、零細農耕を広範に残存・滞留せしめながらその農外兼業労働力を流出せしめるというかたちでの、いわば伝統的低賃金基盤に依存せざるをえなくなっているのである。

その意味において、農業部門の低賃金労働力の給源たるの役割は一貫しており、まえにも増して滲透しているといわなければならぬ。そのことは、一般的には、既に述べたように総農家の約八〇％が兼業農家であるということのうちに端的に示されているが、さらに、戦前との比較においていえば、戦前には農業部門が労働力の給源であるといってもそれはいわば

地主制下での貧農の口べらしのための労働力流出、家計補充的な女子労働力の流出にみられるように、次三男、娘などの傍系労働力流出に主力があったのに対し、今日では世帯主・あとつぎまでをも含めて農家及び農村が全体として資本のための労働力給源となっている点で決定的である。

戦前の日本資本主義における労働力が農村からの「出稼ぎ型」賃労働としてしばしば特徴づけられたのに対し、今日ではすでに都市にレッキとしたプロレタリアートが成立し再生産されていることや、年々新たに追加される農外労働力の中で農家出身者の占める割合が戦前（昭和初年）の五割に対し、戦後は三割に低下している、といったことから、農業部門の低賃金労働力の給源としての意義を低く評価する論者がある。しかし、これは量的な側面だけをみて質的な側面を見落したものとわねばならない。もちろん、量的変化が質的变化となることをわれわれは否定しようとするわけではない。だが、量的変化がいつでもそのまま質的变化となるわけではないことを忘れてはならない。

都市におけるプロレタリアートの増加と追加労働力における農村出身者の割合の減少は事実であるとしても、日本の産業構造の特質、すなわち、巨大な独占的企業の外註、下請系列として広範に存在する中小企業及び零細企業を存続せしめている基盤が農村及び農家をその給源とする低賃金労働力であることは明白な事実である。そのようなものとしてわれわれはやとわれ兼業農家の激増を指摘することができるが、とくに人夫・日雇、出稼ぎの著しい増加現象をあげることができる。この人夫・日雇と出稼ぎの就業先業種はその大半が「土木・建築業」であり、ほとんどが農林漁業以外の産業に従事している。土建業におけるタコ部屋問題、賃金不払問題が報ぜられて社会問題化したことはわれわれの記憶にまだ新しいところであり、最近では「明治を思わせる『農村工場』（昭和四二年六月四日、『朝日新聞』朝刊）、「アンバランスな農村の一断面」（同『毎日新聞』朝刊）として、山形県長井市周辺に進出した弱電気メーカーの下請工場の低賃金実態がNHKのテレビ・ルポをとり上げるかたちで報ぜられ、一日八時間労働で四〇〇円、農業日雇賃の $\frac{1}{2}$ 以下であることが指摘されている。これはしか

し、決して例外的な事例ではなく、多かれ少なかれ下請零細企業の滲透した農村ではめずらしくない現象となっているといわれている。零細農家では世帯主やあとつぎ労働力の在宅通勤、出稼形態での農外への流出によって、三ちゃん農業とかアちゃん農業とかいわれる農業の担い手たる農家の主婦までが一方で零細農耕に片足を入れながら賃労働者になりつつあるという意味でも、まさしく農家労働力総ぐるみで資本のための低賃金労働力の給源となってきたのである。都府県について一般的にいえば、一・五町未満の零細農家は、農業所得だけでは生活しえない零細地片の農地を家計補充的・社会的障的・財産的に所有することによって、その自らの労働力販売に際しての低賃金をカバーしながら日本資本主義の底辺的労働力の給源となっているのである。そこに日本資本主義の再生産構造における農業構造の基底的意義がある。

むすび

以上の考察によって明らかのように、日本の農業構造の一般的特質たる零細農耕制は、日本資本主義の本源的蓄積期及び再生産軌道の敷設期にその必要不可欠の構造的要因として規定されたのであるから、日本資本主義の再生産構造の枠内でこれを揚棄することはできないメカニズムとなっている。再版原蓄期といわれた戦後の農地改革によって零細農耕が揚棄されなかったのも、まさに戦後日本経済の再建が資本主義的再建として行われたかぎり当然といわなければならない。

一国の資本主義的国民経済における農業構造は、少くともその資本主義的再生産軌道の敷設期までにその構築の仕方、従ってまた本源的蓄積の行われ方によって決定的に規定されるのであって、資本主義的再生産構造の歴史的存続の中で一定の発展段階または景気局面においてあらわれる農業構造上の欠陥を、それだけきりはなして本質的に改変することはできない。けだし、その農業構造それ自体が良かれ悪しかれ当該資本主義の再生産構造の一構成部分にほかならならず、したがって良かれ悪しかれその発展と方向づけに規定的に入り込んでいるからである。日本資本主義の歴史的展開もまた、まさにそ

のことをものみごとに実証している。農業構造がつねに日本資本主義の再生産構造との関連においてとらえられなければならないゆえんである。

（一九六七年六月八日、教授就任記念講演）